

大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業 募集要領【大企業向け】

1. 事業目的

東京都は、大企業と中小企業・スタートアップ（以下、「中小企業等」という）をマッチングし、大企業の人材（以下、「出向者・副業実施者」という。）を一定期間出向・副業の形で中小企業等に送り出すことで、大企業と中小企業等双方の成長を図る取組を実施します。また、この取組や成果を広く情報発信することで、人材の流動化を促進します。

出向：9～15 か月間、大企業の人材が中小企業等に在籍型出向する

副業：3 か月以上（通算 15 か月以内）、大企業の人材が中小企業等で副業・兼業を行う

2. 応募資格

本事業において、出向者または副業実施者の輩出元として応募いただける大企業を募集します。

応募資格は以下のとおりであり、すべての要件を満たしていることが必要です。

- （1）東京都内に登記上の本社があり、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業に該当しない企業。ただし、以下の①から③までの要件のいずれかを満たし、大企業が実質的に経営に参画している企業を含めます。

①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合

②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合

③役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員または従業員が兼務している場合

※都外に登記上の本社がある場合でも、事実上の本社機能が都内にある企業は含めるものとします

- （2）在籍型出向または副業による人材育成を希望する企業

- （3）本事業により得られたスキルや経験を、輩出元企業に還元することを志向する者を出向者または副業実施者として当該企業の正社員の中から選定し、一定期間在籍型出向または副業・兼業を実施させ、支援することができる企業

- （4）受入先の中小企業等との出向契約の締結及び確実な履行が可能な企業

- （5）本事業に係る広報（事業ウェブサイトにおける企業名や事業実施状況写真の掲載等）やアンケート調査への協力、出向に係る事前研修及び成果報告会への参加が可能な企業

3. 募集期間

令和 7 年 5 月 15 日（木）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

※出向と副業の合計で 20 件程度マッチングが決定次第、募集を終了します

4. 応募方法

以下の URL から申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してお申し込みください。

URL: <https://forms.office.com/e/y6xQS5YJyd>

5. 選考基準

以下の観点に基づき書類選考を実施します。

- (1) 応募資格に適合しているか（応募要件をすべて満たしているか）
- (2) 本事業に参加する目的や期待する成果が具体的であるか
- (3) 自身の成長や帰任後における大企業内での活躍が見込めるだけでなく、中小企業等の課題解決や成長にも意欲的に取り組める人材を出向者・副業実施者として選定することができるか
- (4) 出向者・副業実施者の帰任後のキャリアプランなど中長期的な視点があり、社内でイノベーションを創出できる人材を育成したいという意向があるか
- (5) 業種や企業規模が大きく偏ることなく多様であるか

6. スケジュール（予定）

令和7年5月15日 募集開始

令和7年6月10日 事業説明会開催（令和7年7月および令和7年10月にも開催予定）

実施スケジュール

※第一期10月の開始を目安として、順次マッチングを進める予定です。20件程度マッチングが決定次第、募集を終了するため、早期の応募をお願いいたします

	募集受付	選考・参加確定	マッチング・事前研修	出向・副業開始
第一期	令和7年8月中旬まで	令和7年8月末まで	令和7年9月中	令和7年10月頃
第二期	令和7年11月中旬まで	令和7年11月末まで	令和7年12月中	令和8年1月頃
第三期	令和8年2月中旬まで	令和8年2月末まで	令和8年3月中	令和8年4月頃

※受付・書類選考実施後、選考通過の企業へは、受入先企業とのマッチングに向けた輩出人材選定を順次依頼します

※就業開始時期は企業・人材双方の意向や準備状況により調整される場合があります

令和8年5月頃 成果報告会（中間）

令和9年1月頃 成果報告会（最終）

令和9年3月 事業終了

7. 支援内容

本事業において、輩出元となる大企業に対し、以下の支援を実施します。

- (1) マッチング及び出向・副業契約手続に係る支援
 - ・ 出向・副業を希望する分野や職種を踏まえ、できる限り希望に沿うようマッチング支援を行います
 - ・ 出向者・副業実施者の選定が円滑に行われるようアドバイスを行います
 - ・ 大企業側の人材育成ニーズと、中小企業等側の受入体制・ポジションのすり合わせを行います

- ・ 出向者・副業実施者のキャリアプランに関するアドバイスをを行います
- ・ 受入先候補企業との面談に向け、候補者に対する面談対策指導を行います
- ・ 出向の場合、受入先候補企業との出向契約手続を円滑に行えるよう支援します
- ・ 副業の場合、副業実施者と輩出元企業、受入先企業との間で合意される契約手続を円滑に行えるよう支援します

(2) 出向・副業に係る事前研修

- ・ 出向・副業時における留意事項や、事故や問題が発生した際の対応方法をお知らせします
- ・ 出向者・副業実施者に対し、出向・副業に当たっての心構えや目標設定、キャリアプランに関する研修を行います
- ・ 出向者・副業実施者に対し、出向・副業前のスキルや心身の状況等を測定する調査を行います

(3) 出向・副業期間中のフォロー

- ・ 出向者・副業実施者に対し、キャリア支援の専門家が毎月面談を行い、助言等を行います
- ・ 出向者・副業実施者の輩出元企業に対し、出向者・副業実施者の状況を毎月報告します
- ・ 出向：出向期間中計4回、出向者の集合研修を実施し、フォローアップを行います
- ・ 事故や問題等が生じたときに対応するための相談体制を講じ、関係者に周知します

(4) 出向・副業期間終了後のフォロー

- ・ 出向者・副業実施者に対し面談を行い、振返りと帰任後のキャリア形成について助言を行います
- ・ 出向者・副業実施者の輩出元企業に対し、出向者・副業実施者との面談結果を報告します
- ・ 出向者・副業実施者に対しアンケート調査を行い、得られた経験やスキルの可視化、効果検証を行います
- ・ 出向者・副業実施者の受入先企業に対し面談を行い、事業成長の観点から目的に対しての結果を検証・分析を踏まえた助言を行います

(5) 成果報告会

- ・ 本事業の取組状況や成果を広く波及するための場として、成果報告会を実施します

8. 留意事項

(1) 応募企業が以下に該当する場合、選考対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・ 法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- ・ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- ・ 応募内容に不備がある場合
- ・ 応募に際し虚偽の情報を記載し、その他都及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 応募にあたりご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営事務局にて、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。応募情報を事前の承認なく都及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。選考経過・選考結果等に関する問い合わせには応じられません。

(3) 本事業の実施継続が不適切であると都が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご留意ください。

(4) 本事業の選考は、運営事務局が行い、都に報告するとともに、すべての応募企業に対して結果を通知いたします。

- (5) 本事業への参加費用は無料です。
- (6) 本事業では広報や記録を目的とした事業内容（事業説明会、事前研修、成果報告会等）の撮影を実施し、本事業ウェブサイト等で公開いたします。
- (7) 出向は輩出元企業と受入先企業の間で出向契約、副業は副業実施者と輩出元企業、受入先企業との間で合意される契約について協議し締結しますが、運営事務局において契約書のひな形の提供などの支援をいたします。

9. お問い合わせ先

東京都人材交流支援事業 運営事務局（アデコ株式会社）

メール：ADE.JP.jinzaikouryu@jp.adeco.com

※本事業は、東京都よりアデコ株式会社が受託し運営しております。